

改正案	現行
<p>（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第五条 液化石油ガス販売事業者は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項の経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の承諾を得た液化石油ガス販売事業者は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>3 前二項の規定は、法第二十八条第二項の規定による同項に規定する事項を提供する場合について準用する。</p>	<p>第五条 削除</p>

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令（昭和四十三年政令第十五号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第八十六条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならぬ手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>）第六<u>条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三<u>条第八号</u>に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p>略</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第八十六条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならぬ手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>）第三<u>条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二<u>条第六号</u>に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p>略</p>